

ベースアップ評価料の賃金改善計画書の作成



社会保険労務士 菅原 由紀

● 別紙「賃金改善計画書の作成」

事例：かながわ医院（診療所）
院長 神奈川 太郎先生

＜対象職員＞ 4名
青木看護師（常勤 日給月給制）
加藤看護師（パート 時給制）
高橋看護補助者（常勤 日給月給制）
山田看護補助者（常勤 日給月給制）

就業規則、賃金規程なし

賃金については、雇用契約書で定めている。
年1回定期昇給がある。

算定開始予定日 : 2024年6月1日

● 対象職員の基本給等総額を計算する

	青木	加藤	高橋	山田	月の総額
2023年3月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
2023年4月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
2023年5月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
2023年6月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
夏季賞与 (6月)	200,000	200,000	120,000	120,000	640,000
2023年7月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
2023年8月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
2023年9月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
2023年10月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
2023年11月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
2023年12月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
冬季賞与 (12月)	250,000	250,000	120,000	120,000	740,000
2024年1月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
2024年2月	312,500	212,500	180,000	180,000	885,000
合計	4,200,000	3,000,000	2,400,000	2,400,000	12,000,000
月平均支給額 (月総額合計÷12)	350,000	250,000	200,000	200,000	1,000,000

給与の締め日ベース

- ・ 末日締め、翌月10日支給の場合
4/10支給 (3月分給与) ~
- ・ 20日締め、当月末日支給の場合
3/31支給 (3月分給与) ~

基本給等総額には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めます。

法定福利費とは

- ① 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料 (事業主負担分)
- ② 退職手当共済制度等の掛金等

1月当たり給与総額	1,000,000円
-----------	------------

手順 1 対象職員の給与総額の計算 計算支援ツール STEP1

Step 1 対象職員の給与総額の計算

○ まずは、対象職員の給与総額を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日	給与対象月	対象職員の給与総額
2024年6月1日	2023年3月	1,000,000円
	2023年4月	1,000,000円
	2023年5月	1,000,000円
	2023年6月	1,000,000円
	2023年7月	1,000,000円
	2023年8月	1,000,000円
	2023年9月	1,000,000円
	2023年10月	1,000,000円
	2023年11月	1,000,000円
	2023年12月	1,000,000円
	2024年1月	1,000,000円
	2024年2月	1,000,000円
	1月当たり給与総額	1,000,000円

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ① 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ② 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③ 入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



手順2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算 計算支援ツール STEP2

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算 ①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共

- 次に、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定見込みの計算を行います。
- 2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数を入力してください。

算定開始予定日
2024年6月1日

算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	84回	756回		
2024年1月	84回	756回		
2024年2月	84回	756回		

1月当たり算定回数	84回	756回	0回	0回
-----------	-----	------	----	----

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月				
2024年1月				
2024年2月				

1月当たり算定回数	0回	0回	0回	0回
-----------	----	----	----	----

目次

- はじめに
- Step 1 対象職員の給与総額の計算
- Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算**
 - ①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
 - ②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
 - ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】
- Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



$84回 \times 6点 = 504点$
 $756回 \times 2点 = 1,512点$
合計 2,016点

手順2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算 計算支援ツール STEP2

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算 ②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所の

○ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない診療所については、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を算定することができます。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

①該当する区分を選択ください。
 病院・有床診療所
 無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	1,000,000円
1月当たり算定金額	20,160円
賃金増率	2.01%

算定不可

Step3へ進んでください。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値	-0.6	
算定区分	-	
算定点数	初診・訪問診療時	再診時
	-	-

2,016点 × 10円 = 20,160円

- ※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。
- ※ 対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。）。
- ※ 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

目次

- はじめに
- Step 1 対象職員の給与総額の計算
- Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算**
 - ①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
 - ②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
 - ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】
- Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



手順3 医療従事者の賃上げ見込みの計算 計算支援ツール STEP3

Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算

- 最後に、医療従事者の賃上げ見込みの計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算

1月当たり給与総額	1,000,000円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による1月当たり収入	20,160円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）による1月当たり収入 （無床診療所のみ）	0円
入院ベースアップ評価料による1月当たり収入 （病院・有床診療所のみ）	0円
ベースアップ評価料による1月当たり収入合計	20,160円
ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計	241,920円

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

ベースアップの原資^{次へ}

賃金改善実施期間：「2024年6月～2025年3月」で「賃金改善計画書」を作成

※10ヵ月分

$20,160 \times 10 = 201,600$ 円

ベースアップの考え方

「ベースアップ（ベア）」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げることをいいます。

号俸	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
6	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
7	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
8	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
9	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円
10	000,000円	000,000円	000,000円	000,000円

賃金表内での職員の給与の変動は、**定期昇給**に該当し、ベアには該当しません。

改定

号俸	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円
2	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円
3	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円
4	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円
5	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円
6	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円
7	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円
8	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円
9	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円
10	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円	●●●●●●円

●%
アップ!

賃金表に記載の額そのものを引き上げることがベースアップです。

賃金表がない場合

賃金表がない医療機関の場合は、**給与規程や雇用契約に定める基本給等**について、引上げを行います。

なお、基本給等とは、**決まって毎月支払われる給与や手当**のことを指し、例えば、年俸制で1年に1回定められる額の1月当たり分もこれに該当します。

給与規程

7

● 賃上げの計画を立てる

1. 賃上げ開始の時期は？

- 令和6年6月～ → 賃金改善実施期間は10カ月
- 令和6年4月～ → 賃金改善実施期間は12カ月

2. ベースアップ評価料以外の原資でベースアップをするか？

- しない
- する → その場合の原資は●●円

3. (定期昇給があれば) 定期昇給額を決める

10カ月で70,000円

◆ 賃上げの原資

賃金改善計画書の
番号

1. 賃金改善実施期間10カ月間の合計額

合計（全体の賃金改善の見込み額）	271,600円	Ⅲ-2. (8)
定期昇給相当分 (※ 任意 雇用契約の定めによります)	70,000円	Ⅲ-2. (11)
ベースアップ評価料による見込み分 (20,160円×10カ月)	201,600円	Ⅲ-1. (4) (7) Ⅲ-2. (9)

2. 賃金改善実施期間1カ月間の合計額

合計（全体の賃金改善の見込み額）	27,160円	Ⅳ (16)
定期昇給相当分	7,000円	Ⅳ (17)
ベースアップ評価料による見込み分	20,160円	Ⅳ (18)

◆ 原資の振り分け

1. 賃金改善実施期間10カ月間の振り分け

ベースアップ評価料による見込み分		定期昇給相当分	
201,600円		70,000円	
看護職員等	看護補助者	看護職員等	看護補助者
120,960円	80,640円	42,000円	28,000円

振り分け例

1カ月の給与額 1,000,000円 (内訳：看護職員 600,000円、看護補助者 400,000円 6 : 4)

- ・ ベースアップ評価料： $201,600 \times 6/10 = 120,960$ 円 $201,600 \times 4/10 = 80,640$ 円
- ・ 定期昇給 ： $70,000 \times 6/10 = 42,000$ 円 $70,000 \times 4/10 = 28,000$ 円

2. 賃金改善実施期間1カ月間の振り分け

ベースアップ評価料による見込み分		定期昇給相当分	
看護職員等	看護補助者	看護職員等	看護補助者
12,096円	8,064円	4,200円	2,800円
V- (25)	VII- (39)	V- (24)	VII- (38)

看護職員等 賃上げ合計	看護補助者 賃上げ合計
16,296円 (12,096+4,200)	10,864円 (8,064+2,800)
V- (23)	VII- (37)

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引上げの実施方法

令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
 ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
 ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

【外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無】 有 無

※ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等を届け出ない場合は、以下(4)の「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

I 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

II 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出の有無

Ⅲ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

Ⅲ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】	
(4) 算定金額の見込み	201,600 円
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み	201,600 円
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定による点数の見込み	2,016 点
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み	- 円
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数	{ 届出なし } { イ } - 点 { ロ } - 点
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等「調整等」の算定点数の見込み	- 点
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等「調整等」の算定点数の見込み	- 点
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出済のみ記載)	円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出済のみ記載)	円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	201,600 円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分等を含む)等の増加分に当て、下記の「(8) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同等となること。

Ⅲ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込額【(2)の期間中】

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込額【(2)の期間中】	
(8) 全体の賃金改善の見込額	271,600 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	201,600 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	0 円
(11) うち定期昇給相当分	70,000 円
(12) うちその他分【(8)-(9)-(10)-(11)】	0 円

※ 「(8) 全体の賃金改善の見込額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
 ※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
 ※ 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
 ※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込額【(2)の期間中】

U 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

IV. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項		
(13) 対象職員の総数換算数【資金使費実施期間（2）の開始月時点】		4.0 人
(14) 資金使費する前の対象職員の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		1,000,000 円
(15) 資金使費した後の対象職員の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		1,027,160 円
(16) 基本給等に係る資金使費の見込分額（1ヶ月分）【（15）－（14）】		27,160 円
(17) うち尾羽昇給相当分		7,000 円
(18) うちペア等相当分		20,160 円
(19) ペア等による資金増率【（18）÷（14）】		2.0 %

IV 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

V. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項		
(20) 看護職員等の総数換算数【資金使費実施期間（2）の開始月時点】		2.0 人
(21) 資金使費する前の看護職員等の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		600,000 円
(22) 資金使費した後の看護職員等の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		616,296 円
(23) 基本給等に係る資金使費の見込分額（1ヶ月分）【（22）－（21）】		16,296 円
(24) うち尾羽昇給相当分		4,200 円
(25) うちペア等相当分		12,096 円
(26) ペア等による資金増率【（25）÷（21）】		2.0 %

V 看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項

VI. 薬剤師の基本給等に係る事項		
(27) 薬剤師の総数換算数【資金使費実施期間（2）の開始月時点】		人
(28) 資金使費する前の薬剤師の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		円
(29) 資金使費した後の薬剤師の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		円
(30) 基本給等に係る資金使費の見込分額（1ヶ月分）【（29）－（28）】		0 円
(31) うち尾羽昇給相当分		円
(32) うちペア等相当分		円
(33) ペア等による資金増率【（32）÷（28）】		0.0 %

VII 看護補助者の基本給等に係る事項

VII. 看護補助者の基本給等に係る事項		
(34) 看護補助者の総数換算数【資金使費実施期間（2）の開始月時点】		2.0 人
(35) 資金使費する前の看護補助者の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		400,000 円
(36) 資金使費した後の看護補助者の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		410,864 円
(37) 基本給等に係る資金使費の見込分額（1ヶ月分）【（36）－（35）】		10,864 円
(38) うち尾羽昇給相当分		2,800 円
(39) うちペア等相当分		8,064 円
(40) ペア等による資金増率【（39）÷（35）】		2.0 %

VIII. その他の対象職員の基本給等に係る事項		
(41) その他の対象職員の総数換算数【資金使費実施期間（2）の開始月時点】		人
(42) 資金使費する前のその他の対象職員の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		円
(43) 資金使費した後のその他の対象職員の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		円
(44) 基本給等に係る資金使費の見込分額（1ヶ月分）【（43）－（42）】		0 円
(45) うち尾羽昇給相当分		円
(46) うちペア等相当分		円
(47) ペア等による資金増率【（46）÷（42）】		0.0 %

【ベースアップ詳細別対象外職種について】		
IX. 40歳未満の助産師、助産員等の基本給等に係る事項		
(48) 40歳未満の助産師等の総数換算数【資金使費実施期間（2）の開始月時点】		人
(49) 資金使費する前の40歳未満の助産師等の給与総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		円
(50) うち資金使費する前の40歳未満の助産師等の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		円
(51) 資金使費した後の40歳未満の助産師等の給与総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		円
(52) うち資金使費した後の40歳未満の助産師等の基本給等総額【資金使費実施期間（2）の開始月】		円
(53) 給与総額に係る資金使費の見込分額（1ヶ月分）【（51）－（49）】		0 円
(54) 基本給等に係る資金使費の見込分額（1ヶ月分）【（52）－（50）】		0 円
(55) うち尾羽昇給相当分		円
(56) うちペア等相当分		円
(57) ペア等による資金増率【（56）÷（50）】		0.0 %

Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項		
(58) 事務職員の基本給等 [賃金改善実施期間(2)の開始月時点]		円
(59) 賃金改善する前の事務職員の基本給等 [賃金改善実施期間(2)の開始月]		円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等 [賃金改善実施期間(2)の開始月]		円
(61) 賃金改善した後の事務職員の基本給等 [賃金改善実施期間(2)の開始月]		円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等 [賃金改善実施期間(2)の開始月]		円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) [(61) - (59)]		0 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分) [(62) - (60)]		0 円
(65) うち定期昇給相当分		円
(66) うちベア等実施分		円
(67) ベア等による賃金増率 [(66) ÷ (60)]		0.0 %

Ⅵ. 賃金引上げを行う方法	
(68) 賃上げの担保方法	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法：具体的に（ ベースアップ手当およびベースアップ特給の導入。 ）
(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）	労働契約書の定め通り、定期昇給を行う。 ベースアップ評価料に基づき、日給月給制の対象職員については、ベースアップ評価手当を、 特給制の対象職員については、ベースアップ特給を新設し、毎月支給することにした。
本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	
令和 〇 年 〇 月 〇 日	開設者名： 神奈川 太郎

XI 賃金引上げを行う方法

- 【記載上の注意】
- 本計画書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
また、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
 - 「（1）賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。
なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。
 - 「（2）賃金改善実施期間」は、原則4月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の3月までの期間をいう。
ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。
 - 「（3）ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の3月までの期間をいう。
 - 「（7）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「（9）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
 - 「（8）全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
 - 「（10）うち（9）以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処遇改善評価料」等によるベア等分を記載すること。
 - 「（11）うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
 - 「（13）対象職員の常勤換算数」（以降の設問の常勤換算数についても同様の定義）は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。
 - 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること（ただし、役員報酬については除く。）。

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引上げの実施方法

<input checked="" type="radio"/>	令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
<input type="radio"/>	令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

- ※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担分も含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

評価料Iのみの場合はチェックしない。

II 外来・在宅ベースアップ評価料（II）等の届出有無

有

※ 外来・在宅ベースアップ評価料（II）等を届け出ない場合は、以下（4）の「外来・在宅ベースアップ評価料（I）等による算定金額の見込み」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（I）等の算定により算定される点数の見込み」は「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート（IIを算定しない診療所向け）」により計算を行うこと。

Ⅲ－１．ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（３）の期間中】

(4) 算定金額の見込み				201,600 円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み				201,600 円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み				2,016 点
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定金額の見込み				- 円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分及び点数（ 届出なし ）				（イ） - 点 （ロ） - 点
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（初診時等）の算定回数見込み				- 回
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（再診時等）の算定回数見込み				- 回
(5) 令和7年度への繰越予定額（令和6年度届出時のみ記載）				円
(6) 前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）				円
(7) 算定金額の見込み（繰越額調整後）【（4）－（5）＋（6）】				201,600 円

※ 「（7）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「（9）ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ－２．全体の賃金改善の見込み額【（２）の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	271,600	円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（７）の再掲】	201,600	円
(10) うち（９）以外によるベア等実施分	0	円
(11) うち定期昇給相当分	70,000	円
(12) うちその他分【（８）－（９）－（１０）－（１１）】	0	円

- ※ 「（８）全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「（１０）うち（９）以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「（１１）うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※ 「（１２）うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	4.0 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	1,000,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	1,027,160 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	27,160 円
(17) うち定期昇給相当分	7,000 円
(18) うちベア等実施分	20,160 円
(19) ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	2.0 %

(15) 1,027,160円 = (14) 1,000,000円 + (16) 27,160円

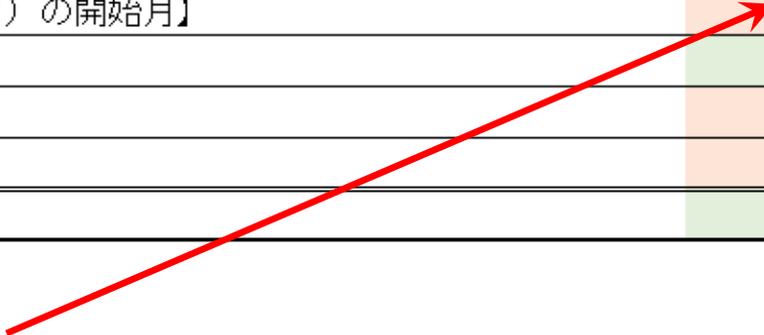
V. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項

(20) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.0	人
(21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	600,000	円
(22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	616,296	円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	16,296	円
(24) うち定期昇給相当分	4,200	円
(25) うちベア等実施分	12,096	円
(26) ベア等による賃金増率【（25）÷（21）】	2.0	%

(22) 616,296円 = (21) 600,000円 + (23) 16,296円

Ⅶ. 看護補助者の基本給等に係る事項

(34) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.0 人
(35) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	400,000 円
(36) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	410,864 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	10,864 円
(38) うち定期昇給相当分	2,800 円
(39) うちベア等実施分	8,064 円
(40) ベア等による賃金増率【（39）÷（35）】	2.0 %


$$(36) 410,864円 = (35) 400,000円 + (37) 10,864円$$

ありがとうございました。

